

網走市太陽光発電施設の 適正な設置及び維持管理に関するガイドライン の策定について

網走市 市民環境部 生活環境課

ガイドラインが目指す5つの調和

防 災

土砂災害や
地すべりの
防止措置

良 好 な 生活環境

騒音や反射光
など周辺住民
への配慮

自然環境 保 全

国定公園や
動植物生息
環境の保護

良 好 な 景観形成

展望地や
景観資源
との調和

文化の継承

史跡や名勝
歴史的風致
の維持

【ポイント】

市内で太陽光発電事業を始めようとする時は、企画立案、実施、内容の変更、廃止の各段階において、網走市長（市役所）への情報提供と事前相談を行っていただきます。

ガイドライン対象事業の判定フロー

1・発電出力の合計が10kw以上の施設

※分割して設置された施設であっても、整備時期、近接状況により一体の施設とみなすことがあります

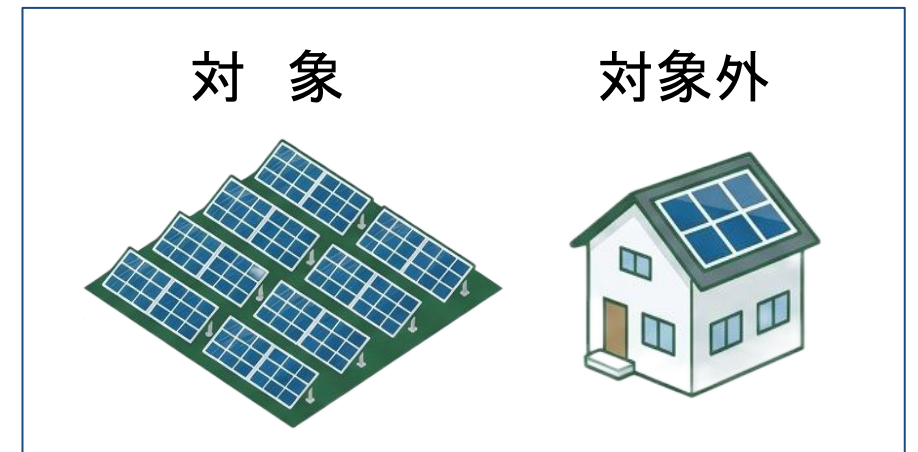
2・土地に自立している(野立て)施設

※建築物の屋根や壁に設置している場合は対象外

3・売電を行う施設

※発電された電気を自家消費する場合は対象外

**1～3すべてに「該当」する施設は
【本ガイドラインの対象施設です】**



太陽光発電施設の設置を避けるべき区域

防災に関する区域

- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 砂防指定地など

環境保全に関する区域

- ・ 網走国定公園（能取工業団地の区域を除く）
- ・ 網走国定公園の際から300m以内のエリア
- ・ 地域森林計画対象民有林、保安林
- ・ 鳥獣特別保護地区など

水辺・沿岸に関する区域

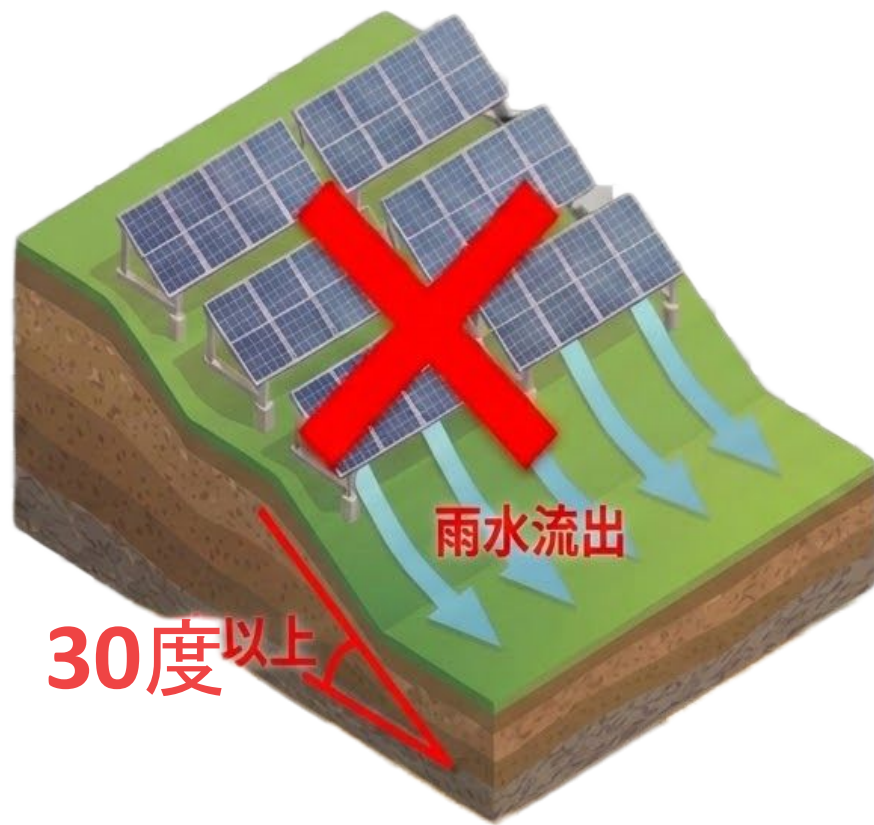
- ・ 河川区域および河川予定地
- ・ 海岸保全区域
- ・ 臨港地区
- ・ 洪水浸水想定区域など

農業・文化に関する区域

- ・ 農用地区域
- ・ 史跡、名勝、天然記念物の指定地域

※やむを得ず設置を予定する場合には、市への事前相談と所管行政庁への許可申請等の手続きを履行することとしています。

安全性を確保するための事項



設置を避けるべき地形：

尾根、丘陵地、高台、傾斜度30度以上の急斜面の上部

土地造成の最小化：

盛土・切土は土砂流出の要因になるためできる限り避ける

適切な排水対策：

太陽光パネルの表面や支柱からの雨水処理対策を講じること

関係法令・条例の遵守：

電気事業法などの関係法令・条例に適合していることを証する書面の提出を求めます

美しい景観と生活環境の配慮

反射光による影響への配慮：

太陽光パネルの反射光への対策（低反射・防眩制パネルの採用、アレイの向きの調整）

音による影響への配慮：

パワーコンディショナ（PCS）などの稼働音への対策
（PCSの配置位置の配慮、囲いの設置などによる防音）

景観シュミレーションの実施：（出力50 kw以上の施設）

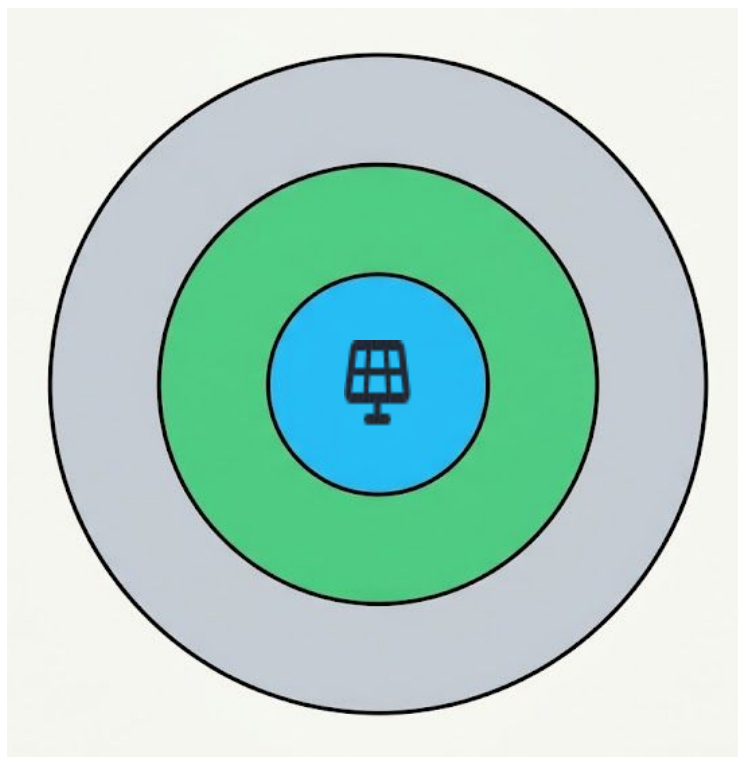
対象：眺望場所からの見える場所、景観資源から見える場所に設置する場合

対応：景観に与える影響をイメージできるフォトモンタージュ等を作成し、

網走市と事前協議することとしています。

（必要に応じ森林の残置、植栽による遮蔽、色調調整などの対策を求める）

施設規模に応じた周辺住民等への周知範囲



出力50kW未満 敷地境界から 100m 圏内

出力50kW以上 敷地境界から 300m 圏内

出力1,000kW以上 敷地境界から 1,000m 圏内

※「周辺住民等」とは
範囲内に居住する者、隣接する土地・建物の所有者、その他市長が特に必要と認める方

周辺住民等への周知方法と時期

周知項目	【50kW未満】	【50kW以上1000kW未満】	【1000kW以上】
周知方法	ポスティング・戸別訪問、またはHP掲載（※制限区域を含む場合は「住民説明会」必須）	住民説明会 （2週間前までに告知し、直接質疑応答ができる場）	住民説明会
特別要件	—	—	市職員（環境保全区域の場合は有識者を含む）の陪席を確保する
実施のタイミング	立地の検討段階（着工の少なくとも6ヶ月前）および、施工前の段階（着工の少なくとも3ヶ月前）		

※住民からの意見や質問には誠実に対応することとし、合理性がある意見について計画修正を検討の上、対応記録を市へ提出することとしています。

廃棄費用の確保

廃棄費用確保の原則

事業を開始する前に

- 将来の撤去・廃棄処分に必要な廃棄費用を適正に算定（廃棄費用相当額）
- 廃棄費用は、会社の一般財産や他の事業資金と明確に区分（別口座等）する措置を講じて確保すること

【特例】計画的な廃棄費用確保

特例の要件

- 事前に事業者が廃棄費用を10年以内に確保する計画を策定し、その計画に基づく確保について、網走市長と約束が成立した場合
- 廃棄費用について、10年以内に分割確保することを容認

今後、条例による廃棄費用の確保の義務化・厳格化について検討しています。

安全な運用と適正な維持管理のために

監視とトラブル対応

- ・ 定期的および必要に応じて随時に状況確認を行うこと
- ・ 生活環境やライフラインへの支障、その他予期せぬ影響が生じた場合は、直ちに適切な措置（復旧・是正）を講じること

災害時の緊急対応

- ・ 自然災害等により架台や太陽光パネルなどが、倒壊、破損した場合、速やかに状況を確認し、第三者への被害防止と修繕等の措置を講じること

管理者等の表示義務

- ・ 施設の見えやすい場所に、事業者の名称、緊急連絡先、保守管理者の名称および連絡先を表示すること

施設の廃棄措置

- ・ 事業を終了したとき、又は施設が損耗、機能喪失したときは、施設を撤去し法令に従い適切に処分すること

事業を承継した時の手続き

- ・ 売買、譲渡等により、発電事業または発電施設を承継したものは、速やかに網走市へ届け出ること

ガイドラインの運用と今後に向けて

ガイドライン施行日：令和8年6月1日

ガイドラインは、市長が諮問した「太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議（以下、「検討会議」）より中間報告としていただいた内容に沿って策定しました。

検討会議の委員は9名で、弁護士、学識経験者、観光商工団体、町内会団体、一般公募で構成しています。

今後の条例化に向けて

ガイドラインには法的拘束力がないため、指導や廃棄費用確保措置等についての実効性を確保する観点から、条例化による法的拘束力の必要性について、検討会議で検討を行っていただいております。

問い合わせ先：網走市 市民環境部 生活環境課 環境対策係（67-5418）